

償却資産の申告のお知らせ



事業をされている法人や事業主の方で、市内に償却資産を所有している場合は、毎年1月1日現在の所有資産を申告する必要があります。

☎ 税務課(千代田庁舎)

- 提出期限 **2月1日** 月
- 提出先 税務課(千代田庁舎)

償却資産▶▶▶会社(法人)や個人で工場・商店などを経営している方や駐車場・マンションなどを貸し付けている方が、土地や家屋以外で所有する事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

申告の対象となる主な償却資産

構築物	構内舗装(駐車場の舗装も含む)、外構工事、フェンス、塀、看板、簡易プレハブ、屋外給排水管、屋外排水溝ほか
機械・装置	各種製造設備などの機械や装置、製造加工機器、土木建設機械、事業用の太陽光発電設備ほか
船舶	漁船、客船、ボート、貨物船ほか
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーほか
車両運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車(自動車税の課税客体は除く)ほか
工具・器具・備品	検査工具、パソコン、放送・電話機器、コピー機、応接セット、エアコン、厨房・医療用機器、理容・美容器具ほか

※申告書には法人番号または個人番号を記入してください。
 ※新規開業などで申告書が必要な場合は、送付させていただきます。

【太陽光発電設備を設置した場合の償却資産の申告】

太陽光パネルなどの発電設備は償却資産の対象となる場合があります。下表を参考に所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は償却資産申告書を送付しますので、税務課(千代田庁舎)へご連絡ください。償却資産に該当するかの判断や申告方法、課税標準の特例など詳しくは、税務課(千代田庁舎)へお問い合わせください。



設置者	10 kw以上の太陽光発電設備	10 kw未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	償却資産の申告対象 (余剰電力の売電であっても発電出力が10 kw以上のものは申告対象)	償却資産の対象外
個人(事業用)	償却資産の申告対象 (事業用資産については、発電出力量や売電方法に関わらず申告対象)	
法人	償却資産の申告対象 (事業用資産については、発電出力量や売電方法に関わらず申告対象)	

説明会における来場者アンケートの結果(抜粋)

実施日：10月21日～23日(計5回)
 来場者：109人(アンケート提出87人)

【問】必要な公共施設が将来にわたって安定して利用できるように、使用料の見直しを行うことについて、どのように思いますか？

①見直し案に基づき、使用料の改正を進めた方がよい。	14人 (17.7%)
②ある程度の見直しはやむを得ないが、施設や備品の管理を適切に行ってほしい。	35人 (44.3%)
③施設や備品は現状のままでよいので、使用料は据え置いてほしい。	24人 (30.4%)
④その他	6人 (7.6%)

【問】公共施設を利用する人・団体によって、使用料を免除(無料)としたり、減額をしたりなど、一般利用者と金額の差をつけることについて、どのように思いますか？

1. 高齢者(65歳以上)の方や団体が利用する場合

①一般利用者と同額にすべき	7人 (8.6%)
②一般利用者より安くすべき	38人 (46.9%)
③無料とすべき	35人 (43.2%)
④その他	1人 (1.2%)

2. 障がいのある方や、その団体が利用する場合

①一般利用者と同額にすべき	4人 (4.8%)
②一般利用者より安くすべき	29人 (34.5%)
③無料とすべき	51人 (60.7%)
④その他	0人 (0.0%)

3. 社会教育団体(大人の団体)が利用する場合

①一般利用者と同額にすべき	29人 (35.4%)
②一般利用者より安くすべき	33人 (40.2%)
③無料とすべき	20人 (24.4%)
④その他	0人 (0.0%)

4. 小学生などの団体(スポーツ少年団など)が利用する場合

①一般利用者と同額にすべき	5人 (6.1%)
②一般利用者より安くすべき	31人 (37.8%)
③無料とすべき	46人 (56.1%)
④その他	0人 (0.0%)

説明会の結果と今後の対応について

本誌9月号でお知らせしましたように、市では公共施設の使用料について、負担に見合った施設サービスの提供と施設を「利用される方」と「利用されない方」この公平性・公正性を確保するため、見直しの検討を進めています。この一環として、公共施設の利用に

関連の深い団体への説明をはじめ、市民の皆さんや施設利用者を対象とした説明会を実施したところ、見直し案に対し幅広いご意見やご要望をお聞きすることができました。このため、市では、今後、寄せられた意見への対応方針などの検討を行

公共施設の更新問題⑥ 内容や実施時期を再調整 公共施設の使用料の見直しは

※使用料の見直し案の全体などは、市ホームページ「公共施設の更新問題」でお知らせしています。
 い、見直し内容や実施時期(当初予定は平成28年4月)などを再調整することとしました。これらの再調整の内容は、今後の検討状況に応じお知らせする予定です。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。
 今月号では、説明会における来場者アンケートの結果と主なご意見についてお知らせします。



説明会における主なご意見

- ・自分たちのグループの場合、年間では負担が高額になる。
- ・見直しにより利用者が減り、高齢者は行き場を失うのでは。
- ・他市に比べ、料金が安いのではないかと。
- ・貸出と料金設定は1時間単位でなく、午前・午後・夜間の区分の方が使いやすい。
- ・金額設定が細かいので、もう少し大きくなりとしてはどうか。
- ・営利目的の場合は貸さないか、使用料を数倍にすべき。
- ・申込方法が施設によって異なったり、名簿提出など不便である。
- ・学校体育館は、予約のキャンセル時に他の団体が使えると有効。
- ・建物や設備の老朽化や備品の傷みが目立つ施設がある。
- ・使用料見直しによって、収支の改善効果はどの程度あるのか。
- ・公民館施設と他の施設では、施設の性格が違うのではないかと。
- ・今後の公共施設のあり方の具体化と合わせて、見直しをしては。
- ・今後の検討結果の説明機会を設けるなど、丁寧に進めてほしい。